

市第 61 号議案 横浜市手数料条例の一部改正

1 概要

消防法により、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所等の設置にあたっては、市町村長からの許可を受けなければならないとされています。

これらの許可及び完成検査前検査、保安検査にあたっては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」により、製造所等の容量の区分ごとに標準手数料が定められています。

このたび、屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る審査事務の効率化が図られたことにより、手数料を引き下げる政令の一部改正（平成 22 年 10 月 1 日施行）が行われ、平成 22 年 9 月 8 日に公布されました。

横浜市においても、これに基づき、当該手数料の額を引き下げるため、条例の一部を改正します。

2 改正内容

裏面のとおり、おおむね 9 パーセントの引き下げとなります。

3 施行日

平成 22 年 10 月 1 日

4 経過措置

手数料は、施行日の平成 22 年 10 月 1 日の申請から適用し、施行日前の申請にあつては、改正前の手数料を適用することとします。